

多様な活動の森における森林整備活動に関する協定書

静岡森林管理署長（以下「甲」という。）と住友林業株式会社（以下「乙」という。）は、多様な活動の森における森林整備活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森における森林保全等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲は、静岡森林管理署所管の下記国有林を多様な活動の森として乙に活動させるものとする。（協定区域の内訳については、別表 協定林小班一覧表のとおり）

国有林名	林小班	面積
富士山国有林	161林班ろ1小班ほか	61.23 ha

なお、多様な活動の森の名称は、「富士山「まなびの森」」とする。

第3条（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものである。

第4条（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画書を作成し、甲と調整した上で、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5条（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6条（活動の実施）

乙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動するものとする。

第7条（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（電子ファイルのメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8条（安全確保等の措置）

乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急時の連絡体制の確保及び事後措置等について万全を期することとする。

2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9条（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10条（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生じる全ての権利を有しないものとする。

第11条（施設の設置等）

乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12条（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13条（火事防止等の措置）

乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅延なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14条（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合は、これに相当する金額を補償するものとする。

第15条（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等に協力をを行うものとする。

第16条（多様な活動の森の適切な管理）

甲は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17条（協定の破棄等）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。

この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 協定に基づいた森林整備活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) 「多様な活動の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公用又は解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) 「多様な活動の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

(4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

(5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむ得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。

甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18条（協定の有効期限）

この協定は、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19条（その他必要と認められる事項）

甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

- 2 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、
その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通
を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

(甲) 静岡森林管理署長 石原 敬史 印



(乙) 代表 住所 東京都千代田区大手町1-3-2
経団連会館

氏名 住友林業株式会社
代表取締役 社長 光吉 敏郎



別表 協定林小班一覧表
 所在地：静岡県富士宮市栗倉 富士山国有林

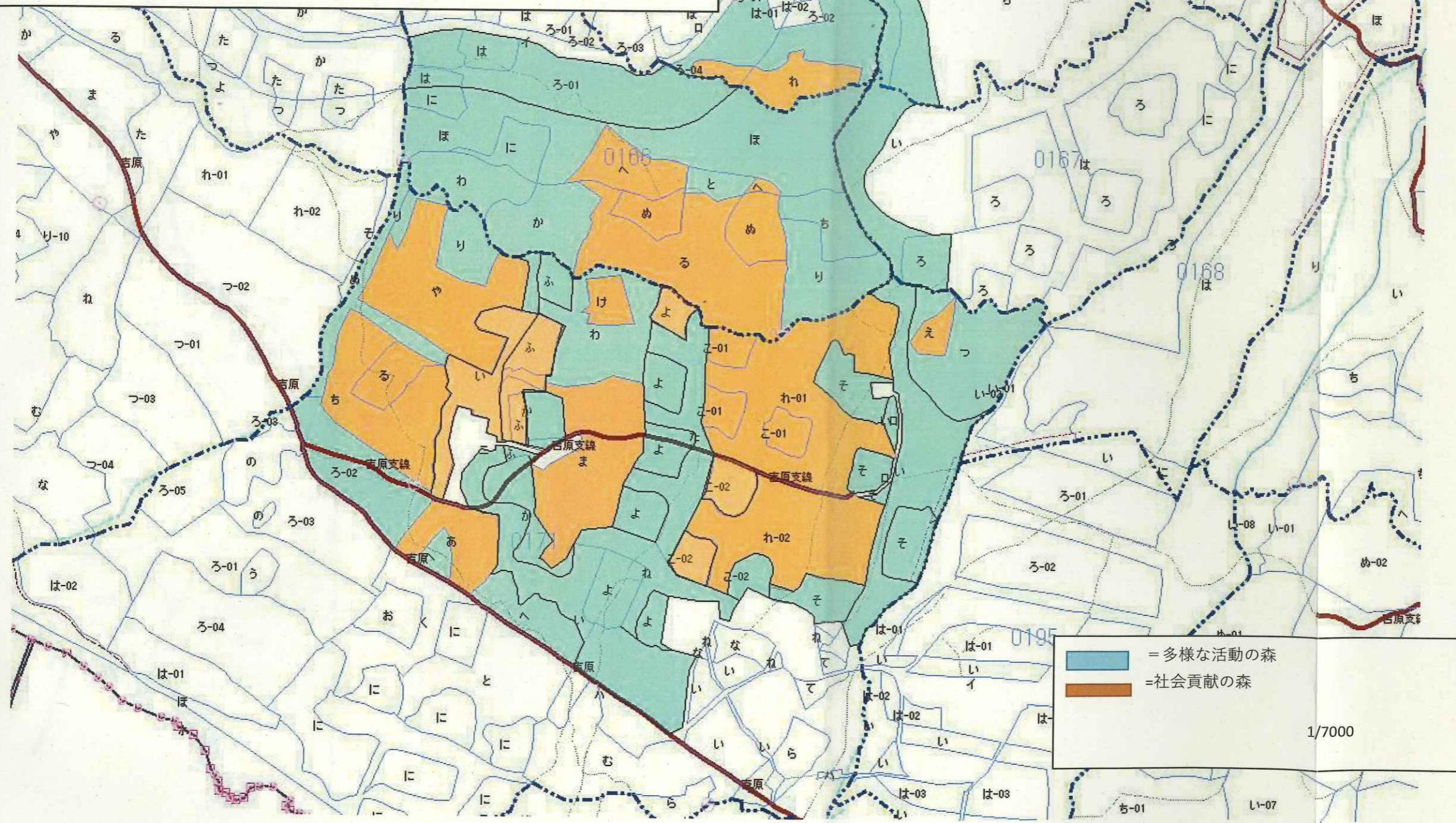
林班	小班	面積 (ha)	社会貢献の森	多様な活動の森	林班	小班	面積 (ha)	社会貢献の森	多様な活動の森
161	ろ1	2.49		2.49	171	い内	9.48	1.70	7.78
	ろ2	2.23		2.23		ろ2	2.60		2.60
	ろ4	0.23	0.23			へ	1.39		1.39
	れ	1.10	1.10			ち	2.95	2.95	
	計	6.05	1.33	4.72		り	1.24		1.24
162	い内	0.27		0.27		ぬ	1.12		1.12
	へ内	0.25		0.25		る	0.71	0.71	
	と内	1.30		1.30		わ	2.27		2.27
	ち内	1.17		1.17		か	1.66	0.24	1.42
	計	2.99	0.00	2.99		よ	3.23	0.35	2.88
166	ろ1内	3.76		3.76		た	2.31		2.31
	は内	0.71		0.71		れ1	5.41	5.41	
	に	1.06		1.06		れ2	3.38	3.38	
	ほ	7.57		7.57		そ内	2.87		2.87
	へ	1.26	1.26			つ	2.87		2.87
	ど	0.38		0.38		ね内	1.23		1.23
	ち	1.13		1.13		や	3.35	3.35	
	り	1.92		1.92		ま	2.59	2.59	
	ぬ	1.62	1.62			け	0.50	0.50	
	る	4.02	4.02			ふ	1.35	0.76	0.59
	わ	1.40		1.40		こ1	1.35	1.35	
	か	1.70		1.70		こ2	1.94	1.07	0.87
	計	26.53	6.90	19.63		え	0.37	0.37	
	い内	1.80		1.80		あ	1.38	1.38	
	ろ内	0.65		0.65		計	57.55	26.11	31.44
	計	2.45	0.00	2.45	合計		95.57	34.34	61.23

「社会貢献の森」面積	34.34	ha
「多様な活動の森」面積	61.23	ha
協定林面積計	95.57	ha

多様な活動の森 協定箇所位置図

所在：静岡県富士宮市 富士山国有林161号1林小班 外

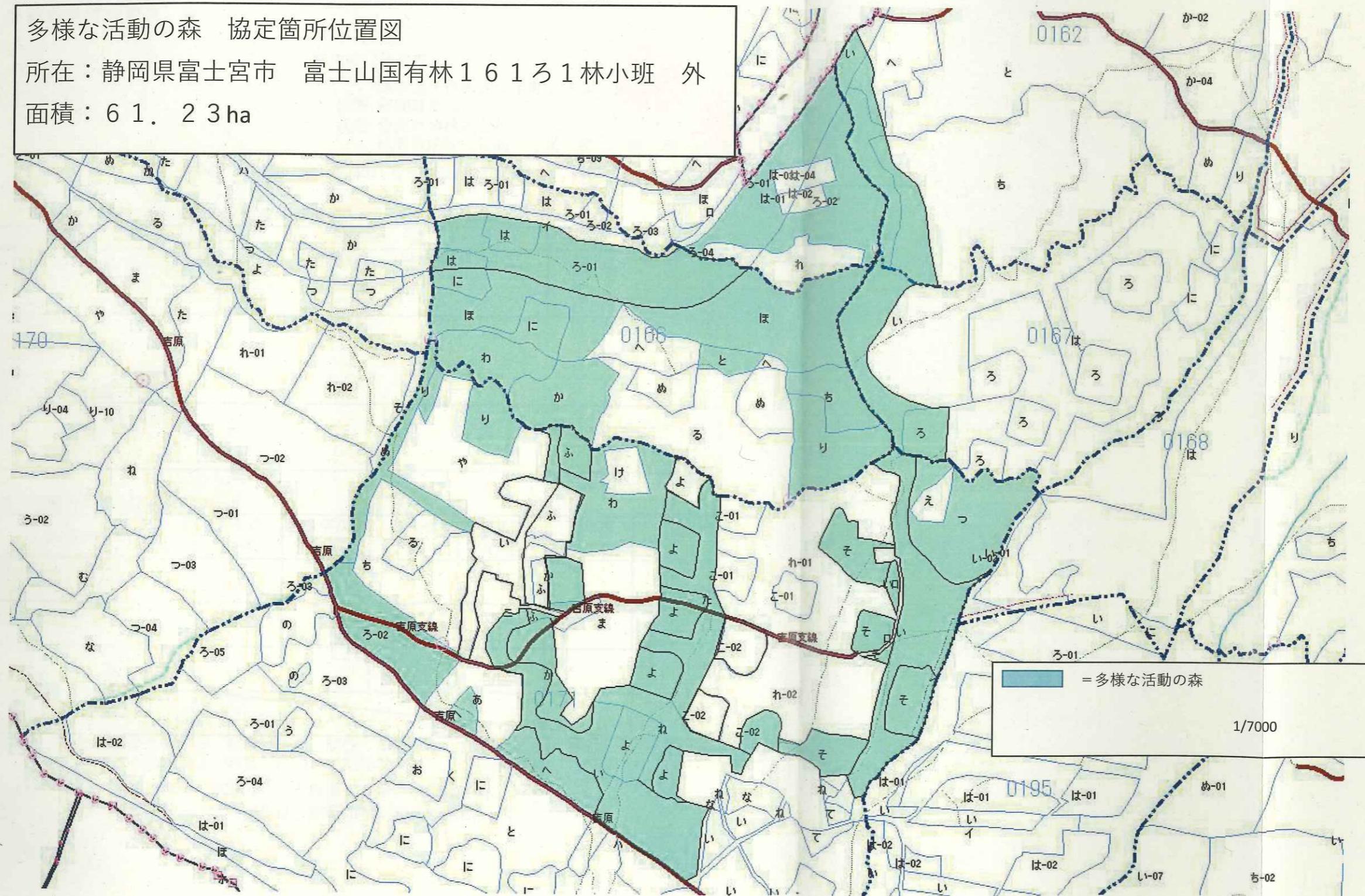
面積：61.23ha



多様な活動の森 協定箇所位置図

所在：静岡県富士宮市 富士山国有林161号1林小班 外

面積：61.23ha



様式1

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

東京都千代田区大手町1-3-2

住所 経団連会館

氏名 住友林業株式会社

代表取締役 社長 光吉 敏郎



「多様な活動の森」における全体活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R4年	2年次 R5年	3年次 R6年	4年次 R7年	5年次	計
合 計						

- (注)
- ・活動内容については、植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃等を記述、年次欄は活動内容の頻度（回数）について記述とする。
 - ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。
 - ・本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式に記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区

- (注) 本欄については、森林管理署等で記入。

別紙

活動の内容	1年次 R4年	2年次 R5年	3年次 R6年	4年次 R7年	5年次	計
合 計						

- (注)
 - ・活動内容については、植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃等を記述、年次欄は活動内容の頻度(回数)について記述はする。
 - ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。
 - ・欄が足らない場合は、欄を追加し記述する。

様式2

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

東京都千代田区大手町1-3-2

住所 経団連会館

氏名 住友林業株式会社

代表取締役 社長 光吉 敏郎

印

令和 年度 「多様な活動の森」における活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期					
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
合 計						

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式により提出してください。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

別紙

活動内容	活動時期					
	月日	月日	月日	月日	月日	計
合 計						

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

様式3

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

東京都千代田区大手町1-3-2

住所 経団連会館

氏名 住友林業株式会社

代表取締役 社長 光吉 敏郎

印

令和 年度 「多様な活動の森」における活動実績報告書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

活動内容については、作業の種類別（植栽、間伐、自然観察など）、面積又は数量（間伐本数等）等について記載してください。

植栽（補植を含む）を行う場合は、植栽木の種類別に本数を記載してください。

3 その他

別紙

実施日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

* 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

活動内容については、作業の種類別（植栽、間伐、自然観察など）、面積又は数量（間伐本数等）等について記載してください。

植栽（補植を含む）を行う場合は、植栽木の種類別に本数を記載してください。

様式4

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

東京都千代田区大手町1-3-2

住所 経団連会館

氏名 住友林業株式会社

代表取締役 社長 光吉 敏郎

印

1 協定の森の名称・位置・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

令和 年 月 日

名称	位置	面積	面 積
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 令和 年 月 日

